

庄原市森林整備計画

計画期間

自	令和 2年 4月 1日
至	令和12年 3月31日

令和 2年 3月 策定



広島県庄原市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	8
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	10
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の種類別の標準的な方法	12
3	その他必要な事項	13
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	14
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	17
3	その他必要な事項	17
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	50
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	50
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	50
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	50
5	その他必要な事項	50
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	50
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	51

3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	51
4	その他必要な事項	51
第7	路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	51
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	52
3	路網の整備に関する事項	52
4	その他必要な事項	53
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	54
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	54
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	54
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び区域内における鳥獣害の防止の方法	57
2	その他必要な事項	58
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	58
2	鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	58
3	林野火災の予防の方法	59
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	59
5	その他必要な事項	59
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	59
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	59
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	60
4	その他必要な事項	60
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	60
2	生活環境の整備に関する事項	64
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	64
4	森林の総合利用の推進に関する事項	64
5	住民参加による森林の整備に関する事項	66
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	66
7	国有林と連携した森林整備等に関する事項	67

8	その他必要な事項	67
---	----------	----

参考資料

1	人口及び就業の構造	
(1)	年齢層別人口動態	68
(2)	産業部門別就業者数等	68
2	土地利用	68
3	森林転用面積	69
4	森林資源の現況等	
(1)	保有形態別森林面積	69
(2)	在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積	69
(3)	民有林の齢級別面積	70
(4)	保有山林面積規模別林家数	70
(5)	作業路網の状況	70
ア	基幹路網の現況	70
イ	細部路網の現況	70
5	市における林業の位置付け	
(1)	産業別総生産額	71
(2)	製造業の事業所数，従業員数，現金給与総額	71
6	林業関係の就業状況	71
7	林業機械等設置状況	72
8	林産物の生産概況	72
9	森林経営管理制度による経営管理権の設定状況	72

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は広島県の北東部に位置し、東は岡山県新見市、西は三次市、南は府中市及び神石高原町、北は島根県・鳥取県へ隣接している。地勢は標高 150～200mの盆地をはじめ、全般に穏やかな起伏上の台地を形成しているが、北部の県境周辺部は1,000m級の山々に囲まれ、急峻で狭あいな地形となっている。また、本市を流れる主要河川は西城川・比和川・神之瀬川・田総川などの「江の川水系」と成羽川・帝釈川などの「高梁川水系」であり、宅地などの利用は概ね河川に沿った盆地や流域に帯状に広がる平坦地に限定されており、市域の大部分は林野及び農地となっている。

本市の総面積は 124,649ha（広島県面積の約 14%）で、近畿以西では最大となる市域面積を有しているが、その約 84%にあたる 104,693ha（広島県の約 17%）を森林が占めており、地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、さらには、大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯まで多様な林分構成になっている。

それらの森林のうち、民有林面積は 97,942ha で、そのうちスギ・ヒノキを主体とした人工林面積が 43,781ha あり、人工林率は 45%と県平均（31%）より高く林業生産活動が期待されるものの、次のような課題がある。

スギ・ヒノキの人工林は、50年生以下の林分が 21,622ha で全体の 52%あり、今後も適期に間伐を実施していくことが必要である。一方で、51年生以上の林分も 19,571ha（全体の 48%）あることから、計画的な伐採を推進し木材の活用を図る必要がある。あわせて、伐採跡の林地残材を有効活用し低コストでの更新につなげるとともに、再造林への助成措置を行う等により、森林の持続的整備を図っていくことが重要である。

また、齢級別面積と現在の伐採性向から判断すると、51年生以上のスギ・ヒノキ人工林は、さらに増加すると考えられるので、庄原市に合った長伐期施業体系の検討や長伐期材の需要開発等の情報収集が求められ、あわせて、長伐期施業に適した場所の選定や地域の合意形成をすすめていくことが必要になってくる。

アカマツ林については、松くい虫被害の拡大防止のため樹種転換地域等との整合性を図りながら保全すべき松林等の指定地域において、伐倒駆除などを実施していく必要がある。

広葉樹林については、本市の特産林産物の一つであるしいたけ栽培用原木林として、クヌギ、コナラの人工林が育成されている。原木林は適期の利用・更新を進め、優良原木の生産確保につなげる必要がある。また、天然生の広葉樹林には、ミズナラ等有用樹種も広く存しているため、広葉樹材を利活用できる条件整備を進める必要がある。一方、成林した広葉樹が主に被害を受けるナラ枯れ被害が見られるため、被害把握等防除対策に引き続き取り組む必要がある。

林業経営体の状況を見ると、保有面積が 10ha 未満の経営体数が多く、効率的に森林整備を進めるため集約化が必要な状況となっている。さらに、最近の林業情勢等の諸条件により森林施業に対する意欲が減退している。このような中で、森林整備を円滑に進めていくため、市、森林組合、関係団体、林家及び森林所有者などの林業関係者が、理念を共有した取り組みを進めていくことが重要である。

2 森林整備の基本方針

(1) 庄原市の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、その目的を分かりやすくするとともに、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林を次の 7 区分に分類するとともに、広島県が平成 30 年 3 月に策定した「ひろしま未来チャレンジビジョン 農林水産業アクションプログラム（第Ⅱ期）」の趣旨に沿って、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の造成を推進することとする。なお、これらの機能は、重複することがある。

① 水源涵養機能^{かんよう}

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林を目指すこととする。

② 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林を目指すこととする。

③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林を目指すこととする。

④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供する森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林を目指すこととする。

⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林を目指すこととする。

⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林を目指すこととする。

⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林を目指すこととする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

① 水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。

また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

さらに、ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

② 山地災害防止機能／土壌保全機能

災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

さらに、集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することとする。

③ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

④ 保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

⑤ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

⑦ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することとする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。あわせて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

各地域における標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、次表のとおりとする。

なお、標準伐期齢は、各地域における立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹 (主としてぼう芽によるものを除く)	主としてぼう芽によって生立する樹種	主として植栽又は下種によって生立する広葉樹
本市全域	35 年	40 年	30 年	40 年	20 年	45 年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地〔伐採により生じた無立木地〕が再び立木地になること）を伴う伐採であり、その方法については、次に示す皆伐又は択伐によるものとする。

(1) 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1 箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20 ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図るものとする。

(2) 択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が 30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）とするものとする。

また、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとする。

(3) 立木の伐採に当たって留意する事項

- ① 森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案するものとする。
- ② 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めるものとする。
- ③ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺の森林における成木の樹高程度の幅の保残帯を確保するものとする。

- ④ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとする。
- ⑤ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置するものとする。
- ⑥ 市内の森林のほとんどが、土砂災害警戒区域(土砂災害防止法施行令第2条)及び土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法施行令第3条)の上流に位置していることから、広島県が公表している土砂災害危険箇所図及び土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域図を参考に、当該区域上流や周辺での作業に当たっては、土砂災害発生の要因とならないよう適切な予防措置を講ずるものとする。

3 その他必要な事項

立木の伐採(主伐)は、森林の姿を大きく変えることになるので、伐採に当たっては、2の(3)の立木の伐採に当たって留意する事項によるほか、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 伐採作業について

伐採に起因する山地災害等を防止するため、「伐採作業と造林作業の連携等による伐採と再生林のガイドライン(令和元年8月5日広島県農林水産局林業課)」や次の点に留意して伐採を行うものとする。

- ① 伐採に伴い、路網・土場の開設をする場合は、使用目的・期間に応じ林地保全に配慮した計画とするものとする。特に道路などの公共施設や人家などの保全対象が下にある場合は、「広島県作業道作設指針(平成23年4月広島県林業課)」を基準に最大限の注意を払うものとする。
- ② 伐採、搬出に当たっては地形・地質等を考慮するだけでなく、伐採後の植栽作業や森林の早期回復を意識して、山地崩壊や表土の流出が起きないように留意するものとする。
- ③ 伐採後の更新を促進させるため、天然更新の場合は下層植生の保護に努め、人工造林の場合は地拵えの手間を省けるよう枝条残材の整理に努めるものとする。また、枝条残材を現場に残す場合は、林地崩壊を誘発することがないように、分散処理や杭止めなど適正な処理を行うものとする。

(2) 伐採の周知について

伐採に当たっては、地域住民などの安全を確保し、不安を招かないようにするとともに、伐採面積が1haを超える場合は作業内容を周知するものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進するものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、次表のとおりとする。

なお、例えば、沢沿い～斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く。）はスギ、斜面中～上部はヒノキとするなど、植栽場所の地形や土壌に留意して選定するものとする。

また、次表以外の樹種を植栽しようとする場合には、本市の林務担当部局と相談するなど、適切な樹種を選定するものとする。

人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
針 葉 樹	スギ、ヒノキ、アカマツ（広島スーパーマツを含む）	
広 葉 樹	ナラ類、カン類、カエデ類、サクラ類、シデ類等	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、次表に示す本数を標準として、決定するものとする。

なお、次表の植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合には、本市の林務担当部局と相談するなど、適切な植栽本数を選定するものとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	中 仕 立	2,000～3,000本	
ヒノキ	中 仕 立	2,000～3,000本	
クヌギ	中 仕 立	3,000～4,000本	
アカマツ	中 仕 立	3,000～5,000本	

注 広島スーパーマツは、アカマツに準ずる。

イ その他人工造林の方法

人工造林は、次表に示す方法を標準として行うものとする。

なお、地形等の自然条件を勘案して、伐採と造林の一貫作業システムの導入や、コンテナ苗の活用に努め、施業の効率化や低コスト化を図るとともに、花粉症対策に資する苗木の植栽や針広混交林への誘導等に努めるものとする。

その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が、植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意すること。
植付けの方法	気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して、苗木の種類に応じた適切な植付け方法を選定すること。
植栽の時期	裸苗については、春に苗木が成長を始める前か、秋の成長休止期直前に植付けを行うこと。 コンテナ苗等については、通年植付けが可能であるが、盛夏及び厳寒時期の植付けには配慮すること。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によりの確な更新が図られる森林において行うものとする。特に、次のような天然更新が期待できない森林については、植栽による更新の確保を図るものとする。

- ① 種子を供給する母樹が存在しない森林
- ② 天然稚樹の育成が期待できない森林
- ③ 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

また、天然更新を行う場合には、広島県天然更新完了基準により森林の確実な更新を図るものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、次表のとおりとする。

天然更新の対象樹種

区 分	針 葉 樹	広 葉 樹
天然更新の対象樹種	アカマツ	ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、シデ類等
ぼう芽による更新が可能な樹種		ナラ類、カシ類等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新すべき本数は、次表に示す期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数（ただし、樹高が 30cm 以上かつ草丈以上のものに限る。）とする。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
アカマツ、ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、シデ類等	6,000 本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業は、次表に示す方法を標準として行うものとする。なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うこととする。

天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこと。
刈出し	ササなどの下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこと。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽すること。
芽かき	ぼう芽発生後 2～3 年以降に 2～3 回、秋から冬にかけて、切株の下から出た優勢ぼう芽を残して他を除去すること。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法については、広島県天然更新完了基準によることとする。

なお、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

なお、更新すべき期間内において、伐採のために設置した仮設集材路や作業ヤード等で地表面がかき乱された林地が土砂の崩壊等を引き起こすおそれがある場合には、排水施設や土留の設置及び地表面侵食防止のための緑化を行うとともに、必要に応じて原形復旧のための筋工等の緑化施設の設置などの措置を講ずるものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

主伐後の適確な更新を確保するため、植栽を必要とする森林は、次表のとおりとする。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森 林 の 区 域	備 考
該当無し	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規程に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めることとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)のアによる。

5 その他必要な事項

特になし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次表に示す内容を標準として、適切な時期、方法により実施するものとし、長伐期施業を実施する森林については、参考表を用いるものとする。

なお、次表又は参考表により難しい場合は、標準伐期齢未満の森林は10年に1回、標準伐期齢以上の森林は15年に1回を標準として間伐を実施するものとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

スギ・ヒノキ 3,000本/ha 植栽

樹種	仕立本数等	間伐の時期				間伐率 (%)	間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目		
		I~II等地	I~II等地	I~II等地	I等地		
スギ	I等地 800本/ha II等地 1,100本/ha	樹高11m	樹高15m	樹高19m	樹高22m	23~27	林分密度管理図を参考に収量比数RYが概ね0.8を超えない管理とする。
	[参考] 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	15	21	29	39		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	2,600本	2,000本	1,500本	1,100本		
ヒノキ	I等地 800本/ha II等地 1,200本/ha	樹高12m	樹高14m	樹高16m	樹高18m	16~33	林分密度管理図を参考に収量比数RYが概ね0.8を超えない管理とする。
	[参考] 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	19	24	30	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	2,500本	2,100本	1,600本	1,200本		

注 生産目標は一般建築材(合板・集成材を含む)とするが、柱材を生産目標にする場合は、3回目以降の間伐を省略する。

なお、林齢の目安は、I等地とII等地の間値とした。

スギ・ヒノキ 2,000本/ha 植栽

樹種	仕立本数等	間伐の時期		間伐率 (%)	間伐の方法
		初回	2回目		
		I~II等地	I等地		
スギ	I等地 800本/ha II等地 1,100本/ha	樹高17m	樹高21m	27~31	林分密度管理図を参考に収量比数RYが概ね0.8を超えない管理とする。
	[参考] 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	25	35		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,600本	1,100本		
ヒノキ	I等地 800本/ha II等地 1,100本/ha	樹高15m	樹高18m	27~31	林分密度管理図を参考に収量比数RYが概ね0.8を超えない管理とする。
	[参考] 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	27	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,600本	1,100本		

注 生産目標は一般建築材(合板・集成材を含む)とするが、柱材を生産目標にする場合は、間伐を省略する。

なお、林齢の目安は、I等地とII等地の間値とした。

アカマツ

単位 時期：林齢

樹種	地位級	生産目標	間伐の時期			間伐率 (%)	間伐の方法
			初回	2回目	3回目		
アカマツ	II等地	一般材	17	27		32~38	初回間伐の場合は、形質不良木を主体に2回目以降は、残存木の配置が均等になるよう選木する。
		一般建築材	17	27	45	18~38	

注 広島スーパーマツは、アカマツに準ずる。

長伐期施業を実施する場合の間伐の回数（参考表）

生産目標を造作材（末口径30cm以上の大径材生産）とする場合は、「長伐期施業暫定指針・追補（平成19年3月改訂）」に基づき、次表のとおり実施するものとする。

樹種	地位指数	間伐率
スギ	18	15年生から55年生まで10年毎に3割、以降20年ごとに2割
スギ	16	20年生から50年生まで10年毎に3割、以降20年ごとに2割
ヒノキ	16	15年生から55年生まで10年毎に3割、以降20年ごとに2割
ヒノキ	14	15年生から75年生まで15年毎に3割、以降25年ごとに2割

注 地位指数…40年生時の樹高

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、次表に示す内容を標準として、適切な時期、方法により実施するものとする。

保育の作業種別の標準的な方法

単位 時期：林齢

保育の種類	樹種	地位級	植栽本数 (本/ha)	実施時期（林齢）					標準的な方法	備考
				初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
下刈	スギ	I～II	2,000～ 3,000	1	2	3	4	5	植栽木が下草より 抜け出るまで行う。 実施時期は、林地に 応じて適時行う。	
	ヒノキ	I～II	2,000～ 3,000	1	2	3	4	5		
	アカマツ	I～II	3,000～ 5,000	1	2	3	4	5		
除伐	スギ	I～II	3,000	10～ 11					造林木の生長を阻 害したり、阻害が予 想される侵入木や 形質不良木を除去 する。 実施時期は、林地に 応じて適時行う。	
			2,000	16～ 21						
	ヒノキ	I～II	3,000	11～ 14						
			2,000	15～ 20						
	アカマツ	II	3,000～ 5,000	10						

注1 地位級のI、IIはI等地、II等地を表す。

2 広島スーパーマツはアカマツに準ずる。

3 その他必要な事項

森林の有する公益的機能を回復させるため、16～60年生で15年以上手入れがなされず放置され、緊急に整備が必要な人工林のうち、急勾配などの地形条件が厳しく、スギ及びヒノキの人工林として維持することが困難な森林については、広葉樹等への樹種転換を図ることを目的として40%以上の間伐を実施し、広葉樹等の生育を促進して針広混交林等に誘導するものとする。

《参考》「コウヨウザン」

① 人工造林の標準的な方法に関する指針

単位 本数：本/ha

仕立て方法	植栽本数
疎仕立	1, 500

② 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

単位 時期：林齢

仕立本数 910本/ha	間伐の時期		間伐の方法	
	初回	樹高 16m	間伐率	選木の方法
〔参考〕間伐の 時期の樹高に 達する林齢の 目安	地位指数 26	17	30%	形質不良木を主体に、 残存木の配置が均等になるように選木する。
	地位指数 24	18		
	地位指数 22	20		
	地位指数 20	22		
	地位指数 18	25		
	地位指数 16	30		
間伐実施前の成立本数		1,300本/ha		

注 コウヨウザンの地位指数・・・30年生時の樹高

③ 保育の標準的な方法に関する指針

単位 時期：林齢

保育の種類	地位指数	実施時期					備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
下刈	26～16	1	2	3	4	5	

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法については、次のとおりとする。

(1) 水源の^{かんよう}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源

^{かんよう}涵養機能維持増進森林)

ア 区域の設定

水源^{かんよう}保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源^{かんよう}涵養機能が高い森林など水源の^{かんよう}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は、森林整備計画概要図のとおりとする。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図る森林を伐期の延長を推進すべき森林として定めることとし、主伐を行う伐期齢の下限については、次表のとおりとする。

また、次表に示す伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき区域は、別表2のとおりとする。

伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹				種	
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹 (主としてぼう 芽によるもの を除く)	主としてぼう芽 によって生立す る樹種	主として植栽又は下 種によって生立す る広葉樹
本市全域	45年	50年	40年	50年	30年	55年

注 標準伐期齢に10年を加えた林齢を伐期齢の下限として定めている。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域は、森林整備計画概要図のとおりとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への災害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等とする。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ磐等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等について定めることとする。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や、市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等とする。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等について定めることとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等とする。

具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場と

して特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等について定めることとする。

- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林該当なし。

イ 施業の方法

アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小及び回避を図るとともに、天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業をそれぞれ推進することとする。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林としつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めることとする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めることとし、主伐を行う伐期齢の下限については、次表のとおりとするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

アの①から③までに掲げる森林のうち、公益的機能の維持増進を図るため、次表に示す伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべき区域は、別表2のとおりとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹 (主としてぼう 芽によるものを 除く)	主としてぼう 芽によって生 立する樹種	主として植栽又は下 種によって生立する 広葉樹
本市全域	56年	64年	48年	64年	32年	72年

注 標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を伐期齢の下限として定めている。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（木材等生産機能維持増進森林）の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は、森林整備計画概要図のとおりとする。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期は、次表を目安として決定するものとする。

また、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

人工林の生産目標ごとの主伐の時期

単位 径級：cm， 時期：林齢

樹種	地位級	標準的な施業体系			主伐時期 の目安
		生産目標	仕立方法	期待径級	
スギ	I等地	一般建築材	中仕立	31 (22)	50 (35)
		造作材	中仕立	40	50
	II等地	一般建築材	中仕立	25 (22)	50 (50)
		造作材	中仕立	40	70
ヒノキ	I等地	一般建築材	中仕立	26 (22)	55 (40)
		造作材	中仕立	34	80
	II等地	一般建築材	中仕立	21 (19)	55
		一般材	中仕立	26	40
アカマツ	II等地	一般材	中仕立	26	40
		一般建築材	中仕立	34	70

注 期待径級、主伐時期の目安の裸書は一般建築材（合板・集成材を含む）を生産目標にする場合であり、括弧書は柱材を生産目標にする場合とする。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

特になし。

(2) その他

特になし。

別表 1 の区域の指定については、市町村森林整備計画概要図にもって代えることができるため省略する。

区分	面積 (ha)
水源涵養機能維持増進森林	82891.34
山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	92236.01
快適環境形成機能維持増進森林	2382.58
保健文化機能維持増進森林	60.42
木材等生産機能維持増進森林	5423.39

別表 2 は、次ページ以降に掲載する。

【別表2】

施業の方法	旧市町	林班	区域															合計 (ha)				
			準林班																			
伐期の延長をすべき森林	562庄原市 (総領)	044	イ	ロ	ハ																18.25	
		045	イ	ロ	ハ	ニ																25.19
		046	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	又										51.02
		047	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ												56.88
		048	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ											53.22
		049	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト													47.10
		050	イ	ロ	ハ	ニ																20.18
		051	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ											53.49
		052	イ		ハ	ニ																15.83
		053	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ														38.91
		054	イ	ロ	ハ	ニ	ホ															40.69
		055	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト													39.58
		056	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	又	ル	オ								58.15
		057	イ	ロ	ハ	ニ																13.61
		058	イ	ロ	ハ	ニ	ホ															29.42
		059	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	又	ル									57.13
		060	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	又	ル	オ	ワ							52.56
		061	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ												46.58
		062	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	又	ル	オ	ワ	カ	ヨ	タ	レ			83.06
		063	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ											40.87
		064	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト													31.64
		065	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ												27.28
		066	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	又	ル	オ								62.18
		067	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト													23.20
		068	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ												51.83
		069	イ	ロ	ハ	ニ	ホ															33.22
		070	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ											32.92
		071	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト													22.84
		072	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ											53.42
		073	イ		ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ												41.04
		074	イ	ロ	ハ	ニ																33.21
		075	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト													40.87
		076	イ	ロ	ハ	ニ	ホ															27.26
		077	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ											56.22
		078	イ	ロ	ハ	ニ																21.01
		079	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト													32.77
		080	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ														26.86
		081	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト													32.02
		082	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト													30.74
		083	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	又										53.54
		084	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ														30.28
		085	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ											55.08
		086	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	又										54.85
		087	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ														40.77
		088	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ												48.91
		089	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	又	ル	オ	ワ							64.84
		090	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ														27.59
		091	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト													23.24
		092	イ	ロ		ニ	ホ	ヘ														18.11
		093	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト													37.56
		094	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ											37.78
		095	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	又										54.07
		096	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ														35.06
		097	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	又	ル									61.80
		098	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	又	ル	オ	ワ							59.45
		099	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	又	ル									73.04
		100	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト													46.36
		101	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	又	ル									59.59
		102	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト													44.35
		103	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト													39.33
		104	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト													50.62
		105	イ	ロ	ハ	ニ																33.98
		106	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ											61.48
		107	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	又	ル	オ	ワ	カ	ヨ					84.64
		108	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	又	ル	オ	ワ	カ	ヨ					87.80
		109	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	又	ル	オ	ワ	カ	ヨ	タ	レ			102.61
		110	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	又	ル									65.11
		111	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	又	ル	オ	ワ	カ	ヨ	タ	レ			90.53
		601	庄原市 (西城)																			-
		001	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ												43.87
		002	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	又										29.66
		003	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	又										58.84
		004	イ	ロ	ハ	ニ	ホ															24.65
		005	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ											56.55
		006	イ	ロ	ハ	ニ																15.88
		007	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ														28.18
		008	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ														36.18
		009	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ														34.53
		010	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ														33.12
		011	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト													48.87
		012	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ												70.89
		013	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ														29.55

【別表2】

施業の方法	区域																	合計 (ha)
	旧市町	林班																
伐期の延長をすべき森林	604庄原市 (高野)	138	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ							94.26
		139	イ															35.15
		140	イ	ロ														54.14
		141	イ	ロ														44.89
		142	イ	ロ	ハ	ニ	ホ		ト									59.06
		143	イ	ロ														28.45
		144	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ										43.77
		145	イ															13.62
		146	イ	ロ	ハ													23.47
		147	イ	ロ	ハ													24.81
		148	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	オ	ワ			127.00
		149	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ								80.70
		150	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ										41.74
		151	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ							53.88
		152	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル					95.22
		153	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ										58.70
		154	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	オ				84.00
		155	イ	ロ	ハ	ニ												25.27
	156	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	オ				109.06	
	157	イ	ロ	ハ	ニ												115.62	
	158	イ	ロ														121.65	
	159		ロ	ハ													29.60	
	160	イ															20.90	
	162	イ	ロ														66.73	
	163	イ	ロ	ハ	ニ	ホ		ト									51.51	
	164	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ										38.52	
	165	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ										52.54	
	166	イ	ロ														69.39	
	167	イ	ロ	ハ	ニ	ホ											62.52	
	168	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ										42.18	
	605庄原市 (比和)	605																-
		001	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ										52.42
		002	イ	ロ	ハ	ニ												30.48
		003	イ	ロ														30.82
		004	イ	ロ	ハ	ニ												45.10
		005	イ	ロ	ハ	ニ		ヘ										47.92
		006	イ															1.05
		007		ロ														3.07
		008	イ															60.19
		009	イ	ロ	ハ	ニ												39.66
		010	イ	ロ														30.13
		011	イ	ロ														21.13
		012	イ	ロ	ハ	ニ												28.62
		013	イ	ロ		ニ	ホ											35.58
		014	イ															65.89
		015	イ	ロ	ハ	ニ	ホ											46.46
		016	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ										45.04
		017	イ	ロ														16.81
		018	イ	ロ	ハ	ニ	ホ											44.29
		019		ロ														3.74
		020	イ	ロ	ハ	ニ												29.78
	021	イ	ロ	ハ	ニ												37.95	
	022		ロ	ハ													24.32	
	023	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト									59.03	
	024	イ	ロ	ハ													11.12	
	025	イ	ロ	ハ	ニ	ホ											32.10	
	026			ハ	ニ	ホ											30.33	
	027	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ										53.59	
	028	イ	ロ	ハ	ニ	ホ											51.32	
	029	イ	ロ														45.01	
	030	イ	ロ														31.53	
	031	イ	ロ	ハ	ニ												33.16	
	032	イ															11.67	
	033	イ															12.10	
	034	イ	ロ	ハ													32.48	
	035	イ	ロ														46.63	
	036	イ	ロ														40.57	
	037	イ	ロ														29.89	
	038	イ	ロ														45.85	
	039	イ	ロ	ハ													58.71	
	040	イ	ロ														46.78	
	041	イ	ロ														55.31	
	042	イ	ロ														28.25	
	043	イ	ロ	ハ	ニ												33.81	
	044	イ	ロ	ハ	ニ												31.68	
	045	イ	ロ	ハ	ニ	ホ											57.70	
	046	イ															28.57	
	047	イ															47.55	
	048	イ	ロ	ハ	ニ	ホ											50.89	
	049	イ	ロ	ハ													34.77	
	050	イ	ロ	ハ													23.66	
	051		ロ		ニ	ホ	ヘ	ト									37.96	

【別表2】

施業の方法	区域																			合計(ha)
	旧市町	林班	準林班																	
210庄原市 (庄原)	018				ニ															0.06
	036		ロ	ハ																4.27
	040		ロ																	3.50
	050					ホ	ハ	ト												4.90
	052							ト	チ											0.18
	081				ハ	ホ														0.22
	082	イ																		0.96
	087							ハ	ト											9.64
	117					ニ														5.56
	123	イ																		35.60
	133				ハ															0.31
	138		ロ	ハ	ニ	ホ	ハ													23.23
	145					ニ														0.72
	146					ニ														0.41
	172				ハ															0.56
	181	イ																		3.28
	186		ロ																	2.00
	187					ニ														0.06
	188	イ																		6.41
	192	イ																		0.31
	219	イ	ロ																	0.80
	221	イ				ニ	ホ	ハ												7.14
	240	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ハ	ト												31.15
	241	イ	ロ																	8.87
	242					ニ														3.16
	245		ロ	ハ	ニ	ホ														8.89
	247	イ																		1.00
	251	イ	ロ	ハ	ニ															16.88
	252	イ																		3.23
	253	イ	ロ	ハ																3.38
	254	イ	ロ																	6.77
	256					ニ	ホ	ハ	ト											10.07
	257		ロ																	4.65
	261	イ					ホ													3.79
	262	イ	ロ	ハ	ニ															26.15
	263		ロ	ハ					ト	チ										4.36
	264	イ		ハ	ニ	ホ														29.12
	265		ロ																	3.35
	266	イ	ロ	ハ	ニ	ホ														29.85
	268	イ		ハ		ホ	ハ	ト	チ	リ	又									11.03
	269		ロ	ハ	ニ			ト	チ	リ										7.53
	271		ロ	ハ	ニ															2.11
	273									チ										0.40
	290				ハ															0.10
	292	イ	ロ																	8.03
	298		ロ																	0.07
	301		ロ																	1.61
	305		ロ																	3.63
	308						ホ													1.32
	310	イ																		0.12
	313	イ																		0.56
	316									チ										0.18
	356	イ	ロ			ニ	ホ													19.09
	357	イ																		1.31
397									ハ										2.27	
398	イ				ニ	ホ													1.78	
401		ロ																	0.12	
421	イ																		2.72	
422	イ		ハ	ニ	ホ														2.62	
423			ハ																0.83	
424			ハ	ニ															7.41	
428									ハ										0.62	
429						ホ													4.12	
430	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ハ													38.67	
431	イ	ロ	ハ		ホ	ハ													14.50	
432	イ	ロ	ハ	ニ															61.81	
433	イ																		32.00	
443	イ																		1.40	
444									ハ	ト									0.70	
448	イ		ハ		ホ	ハ													15.79	
449	イ	ロ	ハ																14.44	
450	イ	ロ	ハ		ホ	ハ													20.23	
451	イ	ロ	ハ		ホ	ハ	ト	チ											34.97	
452	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ハ													41.92	
454	イ				ニ														0.54	
455						ハ													0.06	
562庄原市 (総領)	562																		-	
	005								チ	リ									7.85	
	031																		0.06	
	043				ハ	ニ													0.99	
	044				ハ														0.08	
	054				ハ	ニ													5.06	

【別表2】

施業の方法	旧市町	林班	区域																		合計 (ha)		
			準林班																				
複層林施業を推進すべき森林 択伐による複層林施業を推進すべき森林	562庄原市 (総領)	006																	チ	1.29			
		021	イ																	才	0.58		
		035			ハ	ニ	ホ	ヘ	ト												0.86		
		036						ヘ												又	0.13		
		042				ニ	ホ														0.28		
		043	イ																		0.15		
		056																		又	0.80		
		073				ニ															0.05		
		074	イ																		0.02		
		081	イ																		0.03		
		106																		リ	0.10		
		601庄原市 (西城)	601																			-	
		001	イ																			2.07	
		013	イ	ロ																		7.02	
		041	イ																			0.30	
		070				ニ																4.05	
		093		ロ																		0.00	
		102																				0.01	
		111		ロ		ニ														ヘ	8.59		
	112	イ		ハ																	3.60		
	113	イ	ロ																		6.61		
	115			ハ	ニ	ホ															68.43		
	117																		チ		0.07		
	122																		ト	チ	0.10		
	124	イ																			0.81		
	145	イ	ロ	ハ																	0.63		
	159			ハ																	0.16		
	163				ニ																3.50		
	168		ロ																		5.17		
	177			ハ																	0.60		
	178		ロ																		2.81		
	181																			ヘ	2.83		
	192	イ			ニ															ヘ	1.31		
	197	イ	ロ																		0.27		
	199					ホ	ヘ	ト													1.82		
	214																			ヘ	4.64		
	215		ロ																	リ	0.72		
	217		ロ			ホ	ヘ	チ	リ												2.19		
	218			ハ	ニ	ホ	ヘ	チ													2.74		
	220	イ	ロ	ハ	ニ																3.73		
	241		ロ																		8.42		
	242			ハ																	0.74		
	244	イ																			2.64		
	251	イ																			73.71		
	255	イ	ロ	ハ	ニ																50.89		
	256	イ	ロ																		20.28		
	257	イ	ロ	ハ																	19.70		
	258	イ																			9.94		
	260	イ	ロ	ハ	ニ																32.46		
	261	イ	ロ	ハ	ニ																34.55		
	262	イ																			0.00		
	278		ロ																		0.26		
	281			ハ																	33.19		
	298	イ																			0.05		
	310					ホ	ヘ														11.98		
	311			ハ																	1.33		
	314	イ																			0.34		
	350			ハ																	1.36		
	353	イ																			8.16		
	354		ロ	ハ																	12.19		
	355				ニ																1.61		
	356	イ																			1.17		
	602庄原市 (東城)	602																			-		
	005																			ト	又	ル	2.87
	007	イ																					1.20
	008	イ		ハ																			0.55
	034				ニ	ホ																	12.31
	035	イ	ロ																				17.50
	036	イ																					10.59
	037			ハ	ニ																		1.29
	038				ニ																		1.50
	039					ホ																	1.06
	059																				リ		0.26
	142			ハ																			0.20
	147	イ																					2.73
	148																				才		0.15
	149	イ																					0.47
	153		ロ																				0.18
	154																				ト		0.43
	180	イ	ロ			ホ																	9.44
	184		ロ																				0.00
	194	イ																					1.35

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
森林所有者の状況、森林施業の実施状況、森林組合等林業事業体への施業の委託状況等を勘案し、長期の施業の受託、森林の経営の受託等により森林の経営規模の拡大を図ることとする。
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
地域の森林資源の現況、地域における森林所有者の状況及び森林施業の実施状況並びに「ひろしま未来チャレンジビジョン 農林水産業アクションプログラム（第Ⅱ期）」（平成30年3月策定）等行政計画の目標等を勘案して、森林所有者（不在村を含む）等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、施業の集約化に取り組む者への森林の経営の受委託等による森林経営計画の作成に基づく森林の経営の規模拡大を促進するものとする。
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
森林の経営の受託による効率的な森林施業を継続して実施していくために、施業内容やコストを明示した提案型集約化施業の拡大を推進することとする。
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
森林経営管理制度の活用を通じ、森林の経営や管理が適切に行われていない森林について、適切な経営や管理の確保を図ることとする。
また、経営管理権集積計画または経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、当該計画が庄原市森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における施業の方法との整合性が図られたものとなるよう留意することとする。
- 5 その他必要な事項
特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
地域の関係者による十分な協議を通じ、林業経営適地における集積・集約化に向けた取組など、関係者の合意形成を図るとともに、地域単位での森林所有者への働きかけを行うことで、森林所有者間の合意形成に向けた取組を進める。また、森林整備及び保全を推進するため、森林経営計画による施業の集約化促進のほか、境界

明確化や施業実施協定の締結による施業の共同実施などを通じ、森林管理の適正化を図る。

- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
特になし。
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
特になし。
- 4 その他必要な事項
特になし。

第7 路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 - ア 効率的な森林施業を推進するための作業システム別の路網密度の水準は、次表を目安とするものとする。

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	100 以上	35 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	75 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	60 以上	15 以上
	架線系作業システム	15 以上	
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

注1 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムのこと。フォワーダ等を活用する。

注2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムのこと。タワーヤード等を活用し、主に林業専用道を使用する。

イ 作業システムの考え方

効率的な森林施業を実施するため、一般車両の通行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入を推進することとする。

このため、「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」の適切な配置に加え、高性能林業機械の導入による作業時間の短縮や人件費の削減を図ることとし、傾斜や路網密度を勘案して、フォワーダ等を使用する車両系とタワーヤード等を使用する架線系を施業地に応じて適用するものとする。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、スギ・ヒノキの人工林などが面的なまとまりを持ち、作業システムにより効率的な森林施業が可能な区域とする。

3 路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

基幹路網（林道及び林業専用道）については、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を推進することとし、「林道規程」（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、「広島県林業専用道作設指針」（平成23年8月31日制定）、「広島県森林作業道作設指針」（平成23年4月1日制定）、「広島県森林作業道実施基準」（平成28年11月7日最終改正）に即して開設するものとする。

イ 基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種類 (区分)	拡張事業 の種類	位置 (旧市町)	路線名	延長及び 箇所数 (m)	利用区 域面積 (ha)	前半5 カ年の 計画 箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		(東城)	河内高野	2,500	520	○		
〃	〃		〃	芝山	3,600	200	○		
〃	〃		(高野)	横谷高暮	2,500	262	○		
〃	〃		(比和)	界谷小峠 その2	4,500	369	○		
計				4路線	13,100	1,351			
拡張	自動車道	局部・法 面・舗装	(東城)	白滝山	2,550	154	○		
〃	〃	法面保全	(高野)	猿政	3,510	78	○		
〃	〃	〃	〃	大鬼山	1,000	231	○		
〃	〃	法面保 全・舗装	(総領)	上野山	950	32	○		
〃	〃	拡幅	〃	木屋	791	39	○		
計				5路線	8,801	534			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網（林道及び林業専用道）については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道については、継続的な使用に供するため、丈夫で簡易な規格・構造とし、「広島県森林作業道作設指針」（平成23年4月1日広島県制定）、「広島県森林作業道実施基準」（平成28年11月7日最終改正）に即して開設するものとする。

作設に当たっては、土工量の縮減を通じた作設費用の抑制を図る等の観点から、作業システムに対応する必要最小限の規格で計画するものとし、おおよその傾斜区分別の規格・構造の考え方は次のとおりとする。

① 傾斜 25° 以下

比較的傾斜が緩やかであるため、切土、盛土の移動土量を抑え、土構造を基本として作設するものとする。

② 傾斜 25～35°

中～急傾斜地であるため、切土、盛土による移動土量がやや大きくなることから、必要に応じて、丸太組等の構造物を計画するものとする。

③ 傾斜 35° 以上

急傾斜であるため、原則、作設しないこととし、計画路線の見直しや架線集材を検討するものとするが、やむを得ず作設する場合には、最小限の開設延長とし、事前に県や市の林務担当課と協議するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

広島県森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適切に管理を行う。

4 その他必要な事項

山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設の整備その他森林の整備のために必要な施設の整備については、次表のとおりとする。

森林の整備に必要な施設の整備

施設の種類	位置	規模	対図番号	番号
該当なし				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林経営計画の作成や提案型集約化施業の実務を担う森林施業プランナー及び木材生産や道づくりを担う現場技能者（フォレストマネージャー〔統括現場管理責任者〕、森林作業道作設オペレーター等）の育成を県や関係機関と連携して取り組むこととする。

また、効率的な木材生産体制の構築のためには、森林組合と民間事業者のそれぞれの強みを生かした取組が重要であるため、森林組合と民間事業者の連携について、県や関係機関とともに推進することとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

作業システムの高度化のための高性能林業機械を主体とする林業機械の導入については、路網の整備の推進とともに、次表を標準として実施するものとする。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 集材 造材 運材	緩傾斜	チェーンソー	チェーンソー
		グラップル（ウインチ付） グラップルローダ	グラップル（ウインチ付） グラップルローダ（ハーベスタ）
		チェーンソー プロセッサ（ハーベスタ）	プロセッサ（ハーベスタ）
		運材車、フォワーダ	フォワーダ
	急傾斜	チェーンソー	チェーンソー
		グラップル、ウインチ	ウインチ、集材機
		チェーンソー プロセッサ（ハーベスタ）	プロセッサ（ハーベスタ）
		フォワーダ	—
造林 保育等	地ごしらえ	チェーンソー	グラップルローダ等
	下刈	刈払機	刈払機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用の促進のために必要な施設の整備については、次表のとおりとする。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工施設等の整備計画

施設の種類	現 状（参考）			計 画		
	位置	規模	対図 番号	位置	規模	対図 番号
貯木場	川手町	3,900m ³				
製材工場	七塚町	10,000m ³				
製材工場	東本町	5,000m ³				
木材チップ製造工場	東本町	10,800m ³				
木材チップ製造工場	中本町	16,000m ³				
プレカット工場	上原町	2,000m ³				
木材製品製造工場	新庄町	1,000m ³				
木製品展示場	新庄町	500m ³				
木製品販売所	新庄町	1,000m ³				
木製品販売所	川手町	500m ³				
木製品販売所	川手町	500m ³				
作業用建物	水越町	3,000 kg				
椎茸栽培施設	濁川町	30,000 kg				
椎茸栽培施設	水越町	10,000 kg				
椎茸栽培施設	水越町	15,000 kg				

施設の種類	現 状 (参考)			計 画		
	位置	規模	対図 番号	位置	規模	対図 番号
椎茸栽培施設	峰田町	4,800 kg				
椎茸栽培施設暖房 施設	濁川町	30,000 kg				
椎茸栽培設暖房施 設	水越町	15,000 kg				
貯木場	上原町	10,000m ³				
貯木場	西城町 大屋	5,000m ³				
製材工場	東城町	37,000m ³				
木材チップ製造工 場	東城町	27,900 t				
木製品展示場	東城町	20m ³				
木製品販売所	東城町	20m ³				
貯木場	東城町 (帝積未渡)	84,667 t				
貯木場	東城町 (帝積宇山)	20,326 t				
貯木場	東城町 (新免)	57,991 t				
貯木場	東城町 (久代)	58,397 t				
貯木場	東城町 (東城)	7,041 t				
木材チップ製造工 場	口和町 常定地区	10,000m ³				
椎茸栽培施設	口和町 竹地谷地区	10,000 kg				

施設の種類	現 状 (参考)			計 画		
	位置	規模	対図 番号	位置	規模	対図 番号
製材工場	高野町 新市地区	2,000m ³				
製材工場	高野町 和南原地区	2,000m ³				
製材工場	高野町 和南原地区	1,000m ³				
椎茸栽培施設	高野町 和南原地区	336 k g				
木材加工施設	総領町 稲草地区	150 m ²				

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

対象鳥獣の種類	地域	森林の区域 (林班)	面積 (h a)
ニホンジカ	東城	52～53	143.40
		58～66	515.90
		71	62.37
		89～94	520.85
		95～96	104.10
		112～114	143.46
		120～124	337.18
		138～140	218.06
		142	118.89
		159～163	329.19
		167	87.72
		398～403	176.59
		410～415	294.58

(2) 鳥獣害の防止の方法

ニホンジカによる森林被害の防止に向け植栽予定地を中心に防護柵の新設、既存柵の改良及び食害防止チューブ等の設置、わな・銃器による捕獲等を講じるものとする。また実施に当たっては農業被害対策等と連携して防止活動を行うこととする。

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況や被害防止効果の確認のため森林の巡視及び林業事業者、森林所有者からの聞き取りを行う。鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合は森林所有者等に対し助言・指導を行い鳥獣害の防止に努めるものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

ア 松枯れの防除

松枯れについては、保安林等のうち特に松林でないと機能を維持できない森林を対象に、被害の少ない森林では健全木の予防を目的に被害木の伐倒駆除を行い、被害の少ない森林と一体的に保全する松林では、被害木の伐倒駆除により健全松林の維持を図ることとする。

また、被害状況の把握に努め、被害跡地については、被害の状況に応じて天然力を活用しながら広葉樹への樹種転換を図ることとする。

イ ナラ枯れの防除

ナラ枯れについては、被害状況を把握するとともに、関係機関において情報の共有化を図ることとする。

被害先端地で立木くん蒸等の防除を推進することで、被害速度の低減を図ることとする。さらに、被害の拡大に注視し、効果的な防除方法等、今後の対策を検討することとする。

ウ その他病虫害の防除

木材の質に悪影響を与えるスギカミキリ等穿孔性害虫の防除に努めることとする。

森林病虫害等のまん延防止のため、緊急に伐倒駆除を実施する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導を行うこととする。

(2) その他

実施に当たり、実施時期、実施区域、実施方法について、関係者の意見を反映し、地元住民に説明を行い、適正かつ円滑な防除事業を行うこととする。

2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

イノシシ、ノウサギ等による森林被害が発生しており、その防止に向け、森林被害の発生状況の把握に努めるとともに、行政機関、森林所有者及び関係団体等が協力して計画的に行う防除活動等を推進することとする。

3 林野火災の予防の方法

山火事の森林被害を未然に防止するため、火災の発生が多い時期においては、山火事防止の普及啓発や森林巡視等の強化に努めることとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う必要がある場合は、庄原市火入れに関する条例に従い、市長の許可を得て適正に実施するものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林については、次表のとおりとする。

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備考
該当なし	

(2) その他

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者その他関係者は、巡視等により、森林病虫害又は火災の予防その他森林の保護に努めるものとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区分

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
該当なし	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

特になし。

(2) 立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
該当なし		

4 その他必要な事項

特になし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載事項に関する事項

森林経営計画は、次に掲げる事項について適切に計画すること。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めることとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

地域	区域名	区域に含まれる林班	区域面積 ha
庄原	木戸	001～018、034～036	743.06
	水越	019～033、037～050	1,370.20
	市	051～061、063～065、070、075～086	776.57
	川北南	136、137、144～158	815.91
	濁川	087～108、114、115、138～143	1,219.75
	川北西	109～113、116～126、128～135、160、457	1,202.71
	川北北	127、159、161～175	952.73
	川北東	176～194	1,010.72
	川手	195～227	1,077.39
	大久保	228～239、268、274～278、280、281、367～372	736.66
	一木	066～069、071～073、240、241、315～327、352～366	690.29
	高	242～267、269～273、279	1,028.15
	川西	282～314	1,087.46
	実留	62、328～351	652.85
	春田	373～386、389～394	615.19
	峰田	387、388、395～405	609.99
	上谷	406～422	684.89
	本村東	423～433、436、437、439～441	906.67
	本村西	442～456	815.74
	西城	栗・大戸	001～031
大屋1		032～045、063～072	1,019.29
大屋2		046～062	916.11
中野		073～093	1,005.12
熊野1		094、095、120～122、124、125、128～140、142～144	1,182.05
熊野2		096～119	1,895.21

地域	区域名	区域に含まれる林班	区域面積 ha
西城	落合	123、126、127、141、166～170、311～315	959.42
	八鳥	145～165、171、172	980.95
	高尾	173、174、360～367	507.44
	大佐	175～193	934.95
	平子	194～220	1,487.30
	油木1	221～224、226～246、264～281	2,518.08
	小鳥原2	225、282～292、321～324、326、327、331	1,058.57
	油木2	247～263	654.34
	小鳥原1	293～303、305～310、316～320、325、328～330	1,366.55
	三坂	304、332～359、368、369	1,765.78
東城	小奴可	001～020、041、044～056	1,793.55
	持丸	021～040、042、043	1,170.13
	内堀南・塩原	057～064、091～094	875.15
	内堀北	065～090	1,761.13
	千鳥	095～115、120～124	1,302.59
	小串	116～119、125～137	988.93
	栗田	138～157、184、185	1,308.90
	栗田・東城	158～171、387、388、397～415	1,664.75
	竹森	172～179、181～183	504.32
	田黒	180、193～201、203～208、230～232	766.67
	川鳥	186～192、210～213、234～236、239～241、243～257	1,724.71
	森	202、209、214～229、233、242	1,215.48
	帝釈山中	237、238、258～276	913.56
	帝釈始終	277～301、308～310、314～316、319	1,553.04
	帝釈未渡	302～307、311～313、317、318、320～339	1,663.75
	帝釈宇山	340～369	1,610.69
	戸宇・川西	370～386、389～396、416	1,288.71
	久代	417～446	1,645.41
	新坂	447～471	1,283.91
口和	口和南	001～024、045～048	1,524.56
	湯木	025～044、153	1,219.82

地 域	区 域 名	区域に含まれる林班	区域面積 h a
口和	大月・向泉	049～062	838.49
	宮内西	063～066、068～074、076、077	849.63
	宮内東	067、075、078～089	878.82
	竹地谷南	090～102、146～152	1,183.50
	竹地谷東	103～115、121～130	1,280.80
	竹地谷西	116～120、131～145	1,150.37
高野	下高 1	001～003、012～017	847.55
	奥門田	004～011	885.54
	下高 3	018、024～027、030、033～056	1,474.64
	下高 2	019～023、028、029、031、032、057～065	869.01
	岡大内	066～080	849.75
	和南原南	081～086、103～106	856.76
	和南原北	087～102	1,025.89
	新市	107～117	951.68
	下湯川	118～126、152～156	994.49
	上湯川	127～151	1,499.03
	南	157～168	868.91
比和	古頃	001～025、029～033	1,294.63
	甲之邑	026～028、034～042	557.05
	木屋原	043～064	1,044.82
	比和	065～100	1,750.58
	永原	101～114、145～162	1,464.29
	森脇	115～144	1,398.15
	三河内	163～188、190～192	1,453.50
	福田	189、193～211、213	959.76
	越原	212、214～228	1,115.42
総領	稲草・木屋	1～6、27～41	1,102.74
	五領	7～26、42～44、49～51、53～56、83、84	1,450.39
	上領家	45～48、52、57～62、66	554.18
	亀谷	63～65、67～82、85～94	1,176.75
	黒目	95～111	1,054.46
庄原	計 19 区域		16,996.93
西城	計 16 区域		19,483.49
東城	計 19 区域		25,035.38
口和	計 8 区域		8,925.99
高野	計 11 区域		11,123.25
比和	計 9 区域		11,038.20
総領	計 5 区域		5,338.52
合 計	87 区域		97,941.76

※別紙として、区域図を添付する。

※「地域」は、林班設定時の市町区分である。

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位 置	規 模	対図番号	備 考
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

庄原市林業振興計画（平成25年3月策定、以下「林業振興計画」という。）の実施を着実に進め、地域振興を図るものとする。

そのため、森林の経営管理が円滑に行なわれるよう、森林経営管理制度を活用し、必要な措置を講じていくものとする。

(1) 林業振興計画の基本理念

森林の有している多面的機能を維持しつつ、森林資源の有効活用を推進することで、循環型林業につなげ、もって地域振興と安全で快適な生活環境を実現するため、“次世代につながる『使える』森林（もり）づくり”を基本理念とし、次の基本方針に基づいた林業振興策を進めることとしている。

(2) 林業振興計画の基本方針

ア 次世代につながる森林（もり）づくり

災害に強い森林（もり）、水や空気を育む森林（もり）づくり

イ 森林（もり）の基盤づくり

森林資源の利活用に向けた素材生産の基盤づくり

ウ 森林（もり）の資源を活かす仕組みづくり

川上・山元に利益が還元できる仕組みづくり

エ 里山を活かす仕組みづくり

地域や市民の参加による里山づくり

オ 森林（もり）の資源を活かす体制・連携づくり

関係機関・事業者による体制・連携づくり

4 森林の総合利用の推進に関する事項

庄原地域においては、本村町の葦嶽山周辺が広島県緑地環境保全地域に指定されており、森林とのふれあいの場としての役割を果たしている。今後はより一層、緑地環境の保全に努め、森林とのふれあいの場として必要な施設を整備する。

西城地域においては、大自然にまつまれた県民の憩いの場として、また青少年の健全な育成を図る野外活動の場として設立された広島県立県民の森を中心とした比婆山のブナ純林、それをとりまく豊富な自然や人的・物的資源を活用し地域の振興や自然の保全・育成を図るため、中国自然歩道等を管理することとする。

東城地域においては、「帝釈峡まほろばの里」、「四季の森とうじょう」を森林学習や交流体験のフィールドとして積極的に提供し、森林に対する関心と理解の向上を図ることとする。

口和地域、高野地域、総領地域においては、口和地域の釜峰山周辺の森林、高野地域の県立自然公園に指定されている高暮ダム周辺の森林、総領地域の灰塚ダム周辺の森林について、森林とのふれあいの場としての整備が期待されていることから、景観を維持向上するため広葉樹の植栽、不良木の除去など景観形成に努めることとする。

比和地域においては、福田頭（毛無山）地域について、広葉樹が多くブナの大径木も点在しており、自然の状態が保たれている。登山道の整備により登山者も増加しており、この自然林を保全するとともに自然散策の拠点となるよう、下刈り、不良木の除去等に努める。

庄原市全体の広大な森林資源を活用するため、森林に学び、森林を活かし、次代につなげるための拠点施設を整備する。

また、拠点施設の有効活用を図るため、森林体験プログラムの構築や施設の運営体制の整備を併せて実施する。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参考)		将 来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
緑地環境保全施設	本村町	管理車道・遊歩道・東屋・標識			
県民の森	西城町油木	公園センター・キャンプ場・体育館・スキー場・遊歩道			
帝釈峡まほろばの里	東城町 帝釈未渡	4 ha			
四季の森とうじょう	東城町 塩原	51ha 自然林造成整備・多目的広場・路網整備・作業施設整備等			
太山寺緑地休養公園	東城町 川東	1.8ha 駐車場・歩道・遊具広場・展望広場・林間広場		令和3年7月19日付けで土地貸借契約満了（設備撤去後土地返還予定）	
憩いの森林	東城町 五品嶽地区	22ha 遊歩道(城山まで3,000m)・東屋2棟			

施設の種類	現 状 (参考)		将 来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
釜峰山森林浴公園	口和町 釜ヶ峰山	遊歩道 3,000m			
神之瀬峡県立自然公園	高野町高暮	標識・歩道 東屋・駐車場 進入路・看板・ 遊歩道			
大鬼谷オートキャンプ場	高野町南	管理棟・露天風呂・テントサイト・ログハウス バンガロー・林間 広場			
国定公園 吾妻山	比和町森脇・三河内	653ha			
福田頭 (毛無山)	比和町 三河内	290ha			

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

森林の有する公益的機能の持続的発揮を目的として、ひろしまの森づくり県民税を有効活用し、住民の自主的な森林整備、保全活動を進めている。この事業は、森林への関心と理解を高めることにもつながっている。

このような中で、「木の駅プロジェクト」は、地域住民参加型森林整備のモデルとして期待され、市でも経費の一部を助成する等支援している。

また、みどりの少年団による林業活動などは、森林づくりへ市民が直接参加することで、森林や緑の大切さに対する意識を高揚させる取組みになっている。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

森林保全活動や林業体験活動を通じて、上下流の連携及び都市部の住民との交流体験がより活発化され、水源としての森林機能の認識を深めてもらうよう働きかける。

(3) その他

特になし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における庄原市森林経営管理事業計画

区 域	作業種	面 積	備 考
市内全域	強度間伐、更新伐による針広混交林化等		経営管理意向調査を順次実施し、関係権利者の同意が整ったところから、経営管理権集積計画の公告・縦覧を経て、経営管理権を取得する。権利を取得した森林のうち、経営管理実施権が設定されていない森林について、経営管理事業を実施する。

7 国有林と連携した森林整備等に関する事項

地域の森林・林業の再生に向けた取組として、地域の課題等を洗い出し、それらの課題解決に向け、広島北部森林管理署・地元林業事業者と連携して取り組む。

また、国有林と一体となった路網の整備、路網の相互利用や協調施業・販売など民国連携した森林整備等に積極的に取り組む。

8 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林(以下「制限林」という。)の施業方法は、当該制限林の制限に従った森林施業を行うものとする。

【制限林の種類】

- 森林法第25条により指定された保安林
- 森林法第41条により指定された保安施設地区の森林
- 砂防指定地の森林
- 国定公園第一種特別地域の森林
- 国定公園第二種特別地域の森林
- 国定公園第三種特別地域の森林
- 県立自然公園第一種特別地域の森林
- 県立自然公園第二種特別地域の森林
- 県立自然公園第三種特別地域の森林
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による特別保護地区の森林
- 都市計画法による風致地区の森林
- 文化財保護法及び県文化財保護条例による史跡及び県史跡指定地域の森林
- 文化財保護法及び県文化財保護条例による名勝及び県名勝指定地域の森林
- 文化財保護法及び県文化財保護条例による天然記念物及び県天然記念物指定地域の森林
- 県自然環境保全条例による県自然環境保全地域の特別地区の森林
- 県自然環境保全条例による野生動植物保護地区の森林
- 県自然環境保全条例による県自然環境保全地域の普通地区の森林
- 県自然環境保全条例による緑地環境保全地域の森林
- 急傾斜地崩壊危険区域の森林
- 地すべり防止区域の森林

参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口動態

	年次	総数			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
実数(人)	平成17年	43,117	20,388	22,729	4,870	2,547	2,323	5,355	2,852	2,503	5,518	2,815	2,703	11,774	5,894	5,880	15,600	6,280	9,320
	平成22年	40,182	19,111	21,071	4,339	2,282	2,057	4,528	2,475	2,053	5,364	2,840	2,524	10,797	5,499	5,298	15,154	6,015	9,139
	平成27年	36,848	17,436	19,412	3,963	2,045	1,918	3,995	2,122	1,873	5,011	2,627	2,384	8,872	4,509	4,363	15,007	6,133	8,874
構成比(%)	平成17年	100.0	47.3	52.7	11.3	5.9	5.4	12.4	6.6	5.8	12.8	6.5	6.3	27.3	13.7	13.6	36.2	14.6	21.6
	平成22年	100.0	47.6	52.4	10.8	5.7	5.1	11.3	6.2	5.1	13.3	7.1	6.3	26.9	13.7	13.2	37.7	15.0	22.7
	平成27年	100.0	47.3	52.7	10.8	5.5	5.2	10.8	5.8	5.1	13.6	7.1	6.5	24.1	12.2	11.8	40.7	16.6	24.1

(平成27年国勢調査)

(2) 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業	
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・木製品製造業			
実数(人)	平成17年	22,075	4,903	105	3	5,011	5,090	110	11,910	
	平成22年	19,242	3,474	220	4	3,698	4,151	-----	10,918	
	平成27年	18,327	3,533	174	2	3,709	3,660	-----	10,501	
構成比(%)	平成17年	100.0	22.2	0.5	0.0	22.7	23.1	0.5	54.0	
	平成22年	100.0	18.1	1.1	0.0	19.2	21.6	-----	56.7	
	平成27年	100.0	19.3	0.9	0.0	20.2	20.0	-----	57.3	

(平成27年国勢調査)

2 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積						草地面積	林野面積		
			計	田	畑	果樹地				計	森林	原野
						果樹園	茶園	桑園				
実数(ha)	平成17年	124,660	7,459	6,190	1,154	115			1,005	105,874	104,863	1,011
	平成22年	124,660				/	/	/		106,066	105,113	953
	平成27年	124,649	5,350	4,805	474	70	/	/	599	105,641	104,693	948
構成比(%)	-	100.0	4.3	3.9	0.4	0.1			0.5	84.8	84.0	0.8

(2015年農林業センサス)

3 森林転用面積

年次	総数(ha)	工場・事業場用地(ha)	住宅・別荘地用地(ha)	ゴルフ場・レジャー用地(ha)	農用地(ha)	公共用地(ha)	その他(ha)
平成12年	218	15	22	134	-	16	38
平成25年	37	0	0	0	4	17	16
2015年以降	50.13	2.60	0.43	0.00	14.90	0.53	31.67

(県林業課データ)

4 森林資源の現況等

(1) 保有形態別森林面積

(平成31年4月1日現在)

保有形態	総面積		立木地			人工林率(B/A)(%)	
	面積(A)(ha)	比率(%)	計(ha)	人工林(B)(ha)	天然林(ha)		
総数	104,693.38	100.0	102,098.13	48,421.79	53,676.34	46.3	
国有林	6,751.38	6.4	6,612.13	4,640.79	1,971.34	68.7	
公有林	計	11,450	10.9	11,258	8,421	2,837	73.5
	都道府県林	9,062	8.7	8,901	7,110	1,791	78.5
	市町村有林	2,383	2.3	2,353	1,307	1,046	54.8
	財産区有林	5	0.0	4	4	0	80.0
私有林	86,492	82.6	84,228	35,360	48,868	40.9	

(県林業課調べ)

(2) 在り市者・不在り市者別私有林面積

	年次	私有林合計	在り市者所有面積	不在り市者の森林所有面積		
				計	県内	県外
実数(ha)	平成17年	78,157	64,157	14,000	7,532	6,468
	平成25年	92,453	74,510	17,943	10,145	7,798
	令和元年	86,492	65,880	20,612	11,668	8,944
構成比(%)	平成17年	100.0	82.1	17.9	9.6	8.3
	平成25年	100.0	80.6	19.4	11.0	8.4
	令和元年	100.0	76.2	23.8	13.5	10.3

(県林業課調べ)

(3) 民有林の齢級別面積

(平成31年4月1日現在)

単位 面積: ha

	総数	齢級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
民有林	97,941.76	199.16	230.43	976.09	994.20	2,378.12	2,732.99	2,643.63	5,290.20	6,060.02	7,880.78	66,100.77
人工林計	43,781.00	198.54	199.16	347.12	760.00	1,525.47	2,026.91	2,331.31	4,161.58	4,857.73	6,124.37	21,248.81
スギ	12,511.25	36.90	15.82	18.32	26.87	40.12	57.25	109.66	303.62	506.57	999.94	10,396.18
ヒノキ	28,682.28	158.49	177.83	252.47	580.81	1,281.00	1,829.45	2,099.63	3,818.72	4,315.20	4,993.61	9,175.07
マツ類	1,620.98	2.03	1.00	2.89	1.91	2.35	2.25	4.25	1.69	32.00	125.08	1,445.53
ザツ	966.49	1.12	4.51	73.44	150.41	202.00	137.96	117.77	37.55	3.96	5.74	232.03
天然林	51,705.39	0.62	31.27	628.97	234.20	852.65	706.08	312.32	1,128.62	1,202.29	1,756.41	44,851.96
(備考)												

※参考※ 【竹林: 213.71 未立木地: 2,049.94 更新困難地: 191.72 民有林面積合計: 97,941.76】

(県林業課調べ)

(4) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数	面積規模	林家数	面積規模	林家数
1~3ha	1,783	10~20ha	479	50~100ha	59
3~5ha	790	20~30ha	181	100~500ha	23
5~10ha	751	30~50ha	110	500ha以上	2
注1: 保有山林面積1ha以上のものが調査対象				総数	4,178

(2015 農林業センサス)

(5) 作業路網の状況

ア 基幹路網の現況

(令和元年10月1日現在)

区分	路線数	延長 (km)	備考
基幹路網	241	287	
うち林業専用道	5	5	

(県林業課調べ)

(林業専用道は、市調べ)

イ 細部路網の現況

(令和元年10月1日現在)

区分	路線数	延長 (km)	備考
森林作業道	1,077	942	

(県林業課調べ)

5 市における林業の位置付け

(1) 産業別総生産額 (平成 28 年現在)

(単位 百万円)

総生産額(A)		109,348.0
内訳	第1次産業	11,156.0
	うち林業(B)	663.0
	第2次産業	25,789.0
	うち木材・木製品製造業(C)	723.5
第3次産業		72,375.0
B+C/A		1.27%

(注) 木材・木製品製造業の総生産額が不明なため、C 欄は平成 29 年工業統計調査の値を用いた
(広島県市町民経済計算)

(2) 製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額 (平成 29 年現在)

	事業所数	従業者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	77	2,169	750,338
うち木材・木製品製造業(B)	6	76	26,265
B/A	8%	4%	4%

(平成 29 年度「工業統計調査」から)

6 林業関係の就業状況

(令和元年 10 月 1 日現在)

区分	組合・事業者数	就業者数		備考
			うち作業員数	
森林組合	4	88	56	(名称:備北, 西城町, 東城町, 甲奴郡)
生産森林組合	2	0	0	(名称:福田, 南)
素材生産業	19	185	66	木材生産・流通販売
製材業	11			「木材生産・流通販売・製材」「木材加工(チップ)」 就業者数は、素材生産業との重複もあり素材生産業に計上した
森林管理署	1	21	0	
合計	37	294	122	

(市調べ)

7 林業機械等設置状況

(令和元年10月1日現在)

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機	12		3	8	1		
モノケーブル							
リモコンウインチ	5		2	3			
自走式搬器	3			3			
運材車	9		3	5	1		
ホイールトラクタ	3		1	2			
動力枝打器							
トラック	41		3	37	1		
グラップルクレーン	5			5			
グラップルソー	12		2	10			
グラップル	63		9	54			
計	153		23	127	3		
フェラーバンチャ							
スキッダ							
プロセッサ	7		1	6			
ハーベスタ	7		6	1			
フォワーダ	22		7	15			
タワーヤーダ							
スイングヤーダ							
ザウルス							
その他	29		5	24			
計	65		19	46			

(市調べ)

8 林産物の生産概況

(平成30年度実績)

種類	素材(m3)	チップ(t)	苗木(ヒノキ:本)	しいたけ(kg)		なめこ(kg)	まつたけ、ヒラタケ(kg)
				生	乾		
生産量	166,521	116,936	108,100	7,518	628	229	145
生産額(百万円)	2,098	1,114	9				

(市調べ：調査先///素材・チップ=生産業者 チップ量は丸太重量換算、苗木=樹苗農協)

きのこは、平成25年特用林産物生産販売統計(県林業課調べ)

9 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積)、樹種、林齢、材積等	経営管理実施 権設定の有無
	該当なし		

(市調べ)